

小山町自主防災対策事業補助金の流れ

①役員会等において
購入物品等の決定

役場
危機管理局

< ④ 補助金交付(変更)申請書(見積書添付)
様式第1号, 事業計画(変更)

⑤ 決定通知書(様式第2号) >

< ⑩ 事業実績報告書(領収書等添付)
様式第3号, 事業実績

⑪ 交付確定通知書(様式第4号) >

< ⑫ 請求書(⑪を受理してから、7日以内)

⑬ 指定口座に支払 >

自主
防災会

② 見積依頼 >

< ③ 見積書提出

⑥ 発注 >

< ⑦ 納品・請求

⑧ 支払 >

< ⑨ 領収書等受領

防災用品等販売業者

※1 上記の流れは、物品等の購入の場合です。

※2 防災倉庫新築の場合は、④で土地・建物使用承諾書並びに位置図を添付してください。(用紙は危機管理局にあります。)

なお、修繕の場合は、④で修繕前の写真が必要となります。また、⑩では新築・修繕とも完成(終了)後の写真を添付してください。